

# 地区計画区域内の届出について

地区計画の区域内においては、都市計画法第58条の2の規定により、次の行為を行おうとする方は、当該行為に着手する30日前までに所定の届出書により必要な書類を添付して、市長に届け出る必要があります。したがって、当該区域内においては、届出事項が地区計画の内容に適合するように計画しなければなりません。

また、届出後に、申請者の都合により設計又は施工方法の変更等を行う方は、変更届出書による届出が必要です。

## 1 届出が必要な行為

- (1) 土地の区画形質の変更
- (2) 建築物の建築
- (3) 工作物の建設
- (4) 建築物等の用途の変更
- (5) 建築物等の形態又は意匠の変更

## 2 届出に必要な図書

- 届出書
- 委任状
- 仮換地証明書（土地区画整理事業の換地処分が完了していない区域のみ）
- 図面（下表のとおり）

行為の種類	図面	備考
(1) 土地の区画形質の変更	案内図	方位、道路及び目標となる地物を表示
	区域図	当該土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示
	設計図	
(2) 建築物の建築 (3) 工作物の建設 (4) 建築物等の用途の変更	案内図	方位、道路及び目標となる地物を表示
	配置図	敷地内における建築物の位置を表示 (かきさくの制限がある場合、位置、構造も表示)
	平面図	各階のもの
	立面図	2面以上（形態意匠の制限がある場合は外壁、屋根等の色彩【マンセル表色系】を表示）
	緑化施設位置図	敷地内における建築物の緑化施設の位置、樹種及び面積を表示（緑化率の制限がある地区のみ）
(5) 建築物等の形態又は意匠の変更	案内図	方位、道路及び目標となる地物を表示
	配置図	敷地内における建築物の位置を表示
	立面図	2面以上（形態意匠の制限がある場合は外壁、屋根等の色彩【マンセル表色系が望ましい】を表示）

- その他参考となるべき事項を記載した図書（求積図、登記事項証明書など）

## 3 届出に必要な部数

届出には、必要な関係図書を**2部提出**してください。

## 〔注意事項〕

次の点に注意して書類を作成し、届出又は変更の届出を行ってください。

- ① 土地区画整理事業が施工中の区域で、所在地が確定していない場合は、仮換地証明書の表示方法を参照にして記載してください。

【例】 保留地の場合：大和市福田字甲四ノ区保留地（1街区1画地）

仮換地の場合：大和市福田字甲四ノ区1000-1外5筆（2街区1画地）

- ② 2世帯住宅等を計画している場合は、届出書の「(vi) 用途」の欄に「共同住宅（2世帯住宅）」と記載してください。
- ③ 図面の縮尺については、建築確認申請用の図面と同じものとします。
- ④ 南林間駅西地区地区計画区域内に限り、建築物等に看板、装飾等の設置が予定されていて既に計画が確定している場合は、必要に応じて平面図及び立面図に位置を明記してください。なお、計画の詳細が未定の場合は、計画確定後図面の差し替えを行っていただくか、又は変更の届出を行っていただくこととなります。
- ⑤ 「建築物等の形態又は意匠の制限」が定められている地区について、建築物等の装飾・色彩及び看板等の装飾・色彩が計画されていて既に計画が確定している場合は、必要に応じて平面図及び立面図に明記してください。なお、計画の詳細が未定の場合は、計画確定後、審査中ならば図面の差し替えを行っていただくか、又は通知後に変更の届出を行っていただくこととなります。
- ⑥ 「建築物の壁面の位置の制限」が定められている地区について、物置、自動車車庫等が計画されていて既に計画が確定している場合は、その位置、寸法等を必要に応じて配置図、平面図等に明記してください。なお、計画の詳細が未定の場合は、計画確定後、審査中ならば図面の差し替えを行っていただくか、又は通知後に変更の届出を行っていただくこととなります。
- ⑦ 「かき又はさくの構造の制限」が定められている地区について、かき、さく、門等が計画されていて既に計画が確定している場合は、その位置、寸法等を必要に応じて配置図等に明記してください。なお、計画の詳細が未定の場合は、計画確定後、審査中ならば図面の差し替えを行っていただくか、又は通知後に変更の届出を行っていただくこととなります。
- ⑧ 必要に応じて、その他参考となるべき事項を記載した図書を添付してください。
- ⑨ 敷地の過半が地区整備計画区域内に属さず、かつ建築物等が地区整備計画区域に掛からない場合の添付図書は、案内図及び配置図のみとします。
- ⑩ 都市計画法第29条の許可を要する場合は、「土地の区画形質の変更」についての届出は必要ありません。建築行為等を行う時点で、「建築物の建築」、「工作物の建設」等についての届出を行ってください。
- ⑪ 「建築物の緑化率の最低限度」が定められている地区について、緑化施設の面積は都市緑地法施行規則第9条に定める方法により算定してください。

その他詳しいことは、**大和市役所 街づくり計画課 都市計画係** **TEL046 (260)5443 (直通)** にお問い合わせ下さい。